

## 大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「別に」を「職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員を除く。）又は職員であった者のうち、別に」に、「職員又は職員であった者」を「もの又は法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長若しくは課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに就いたことがあるもの」に改め、同条中第3項を次のように改める。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 市長が人事監察委員会の意見を聴き、当該職員等の就職によって公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認をする場合

(2) 当該職員等が第38条第6項の規定による支援を受ける場合

第47条第4項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第5項中「第3号」を「第3号まで」に、「就職に」を「就職（第38条第6項の規定による支援によるものを除く。）に」に、「含む。」を「含む。以下この項において同じ。」に改める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の大阪市職員基本条例第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体又は同条第2項に規定する営利企業若しくは営利企業以外の法人との間で労働契約が成立した職員又は職員であったものに対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

平成29年 9 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

外郭団体等への再就職が禁止される者の範囲等を改めるため、条例の一部を改正する必要がある  
るので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

（外郭団体等への再就職の禁止）

第47条 職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員を除く。）又は職員であった者のうち、別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者  
もの又は法第38条の2第8項の国家

行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長若しくは課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに就いたことがあるもの

（以下この条において「職員

等」という。）は、離職後、次に掲げる法人その他の団体に就職することができない。

（以下この条において「職員

(1)～(4) 省 略

2 省 略

3 前2項の規定は、市長が人事監察委員会の意見を聴き、当該職員等の就職によって公務の公次に掲げる

公正性の確保に支障が生じないと認めて承認する場合には適用しない。

(1) 市長が人事監察委員会の意見を聴き、当該職員等の就職によって公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認をする場合

(2) 当該職員等が第38条第6項の規定による支援を受ける場合

4 前項第1号に規定する承認を受けようとする者は、市長の定めるところにより市長に申請しなければならない。

5 職員等は、第1項第1号から第3号までに掲げる法人その他の団体への就職（第38条第6項の規定による支援によるものを除く。）については、人材データベース制度（営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。